

知らなきや損する

いしかわ暮らしのマネープラン

今回の数字

1万円と1.5万円

問い合わせは市役所「臨時福祉給付金」と「子育て世帯臨時特例給付金」

平成26年4月から消費税が8%になりました。消費税増税を受けて、2つの給付金を実施されます。まずは、所得が低い人への負担の影響を考慮し暫定的・臨時的に行われる「臨時福祉給付金」。もう1つが、子育て世帯への影響を緩和するとともに、消費の下支えを図る観点から行われる「子育て世帯臨時特例給付金」です。この2つの給付金とも、対象になる人が受け取るためには「申請」が必要になります。

最初に、臨時福祉給付金支給される対象者は、平成26年度分の住民税が課税されていない「住民税非課税」の人ですが、①課税されている人に生活の面倒を見てもらっている場合や、②生活保護の受給者は除かれます。

支給額は、1人につき1万円です。さらに、国民年金から支給される「高齢基礎年金・障害基礎年金・遺族基礎年金等の受給者」で、平成26年3月分の受給権があつて、4月分または5月分の年金支払いがあつた人、「児童扶養手当・特別障害者手当等の受給者など」で平成26年1月分の手当を受給した人には、1人につき5千円が加算され1万5千円が支給されます。

次に、子育て世帯臨時給付金の対象者は、次の①②の両方の要件を満たす人です。①平成26年1月分の児童手当・特例給付(\*)の受給者、②平成25年の所得が児童手当の所得制限限度額未満(表を参照)の人です。

(※)特例給付とは、児童手当の所得制限限度額以上の人について児童1人当たり月額5千円支給されている人をいいます。子育て世帯臨時給付金の支給額は、児童手当・特例給付の対象児童1人につき1万円です。

自分が住民税非課税かどうかは、給与明細書の住民税の項目に税額が記載されているかどうか

児童手当の所得制限額

区分(扶養家族等の数)	限度額目安(給与収入ベース)
子1人(1人)	875.6万円
夫婦子1人(2人)	917.8万円
夫婦子2人(3人)	960万円

公的年金受給者の住民税非課税の目安(金沢市)

区分		非課税限度額(年金収入ベース)
单身	65歳以上	152万円以下
	65歳未満	102万円以下
夫婦	65歳以上	203万円以下
	65歳未満	160万6667円以下

かで判断できます。また、収入が年金の場合の住民税非課税の目安は、上の表を参照ください。2つの給付金の基準日は、平成26年1月1日です。基準日翌日以降に生まれた人は、対象になりません。また、基準日から支給決定されるまでに亡くなった方も対象になりません。

申請方法ですが、基準日の1月1日に住民票がある市町から、金沢市では、7月28日から、基準日に住民票がある対象者に対し、申請書を送付しています。送られてきた申請書に必要事項を記入し、本人確認書類と指定した口座が確認できる書類(児童手当の受取口座を指定する場合、確認書類は不要)を添えて、申請期限(平成27年1月28日)までに忘れずに提出しましょう。ただし、詐欺事件も発生しているので、くれぐれも注意を!



高橋 昌子

暮らしのマネープラン相談センター・所長  
サードファイナンスアドバイザー

あなたの暮らしと財産を守るパートナー

- 時間相談 …… 1時間まで3000円 2時間まで5000円  
教育資金・老後資金・相続・住宅ローン・保険の見直しや商品選択、確定拠出年金など何でも相談できます
- マイホーム資金・住宅ローン相談 …………… 3万円  
無理のない予算額、頭金や購入時期、最適な住宅ローン・生命保険・火災保険など、マイホーム購入にまつわるマネープランについて何でも、マイホーム購入まで時間を気にせず相談できます
- 退職資金・マネープラン相談 …………… 3万円  
退職後の手続き、年金や保険、退職資金計画など退職後の生活設計について何でも、時間を気にせず相談できます



暮らしのマネープラン相談センター 金沢市此花町3-2 [ライブ1ビル1F] ☎076-232-2038 要予約  
(株)FPサポート研究所 <http://www.fpsl.co.jp/> ●平日/10:00~19:00 ●土日/10:00~17:00